

小城市三日月町長神田 2312 番地 2 晴田土地改良区理事長 松本一弘から
認可申請の晴田土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、
土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 48 条第 9 項において準用する同法第
8 条第 1 項の規定により適当と決定したので、同条第 6 項の規定により関係書
類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事
に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、令和 7 年
1 月 27 日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号 849-0925 佐賀市八丁
畷町 8 番地 1)に提出してください。

令和 6 年 12 月 6 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

晴田土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書及び変更後
の定款の写し

2 縦覧の期間

令和 6 年 12 月 6 日から令和 7 年 1 月 10 日まで

3 縦覧の場所

小城市役所、多久市役所